

令和 6 年度呉市コンプライアンス推進事業計画

呉市では、平成 19 年 7 月 1 日に施行された「呉市における法令遵守の推進に関する条例」等に基づき、庁内のコンプライアンス体制を推進するための様々な取組を行っています。

令和 6 年度においては、引き続き事業の拡充を図りながら、コンプライアンスの一層の推進を目指していきます。

1. 公益通報制度

- (1) 公益通報制度の運用
- (2) 審査完了案件の概要公表

2. 特定要求行為対応

- (1) 特定要求行為への対応
- (2) コンプライアンス専門監との連携強化
- (3) 警察機関等との連携強化

3. 職員の意識改革

- (1) コンプライアンス研修の実施
- (2) 内部統制制度
- (3) コンプラだよりの庁内 L A N 掲示
- (4) 普及啓発

4. 庁内推進体制

- (1) コンプライアンス委員会等の開催
- (2) コンプライアンス推進管理者会議等の開催

5. 相談事業

- (1) 法令遵守審査会委員による公益通報等の相談受付
- (2) コンプライアンス専門監による特定要求行為等の相談受付
- (3) 法務担当専門監による法務相談の受付
- (4) 総務課によるコンプライアンスに係る相談受付

1. 公益通報制度

(1) 公益通報制度の運用

呉市では、「呉市における法令遵守の推進に関する条例」に基づき、「公益通報制度」を運用しています。この制度は、公正な市政運営を行うために、市政に係る違法、不当な事実について、職員等からの通報を受け付け、事実調査を行い、是正を図るとともに、通報者の保護を図る制度です。呉市では、違法、不当な事実を早期に発見し、適切に是正することを通じて、コンプライアンスを推進していきます。

(2) 審査完了案件の概要公表

「呉市における法令遵守の推進に関する条例」では、毎年度、前年度の運用状況を取りまとめ、公表することとされていますが（第15条）、積極的な情報開示、情報共有といった観点から、法令遵守審査会による審査が完了した案件については、随時公表しています。審査した結果の「勧告」や重要な「付言（意見）」については、その是正措置を確認し、状況を公表するなどして、関係部局等の対処を促します。

2. 特定要求行為対応

(1) 特定要求行為への対応

呉市では、「呉市における法令遵守の推進に関する条例」に基づき、職員以外の者から特定のものに特別の扱いを求める働きかけがあった場合は、これを記録し上司に報告することで、組織的な対応を行うこととしています。また、これらの特定要求行為が不当な要求である場合は、不当要求行為として、法令遵守審査会で調査及び審査した後に市長等へ報告し、警告、是正措置等、必要な措置をとることとしています。職員の公正な職務の執行を妨げる不当要求行為に対しては、組織全体で毅然とした対応を行い、コンプライアンスを推進していきます。

(2) コンプライアンス専門監との連携強化

日々の業務において、不当要求、悪質なクレーム等の様々な問題の相談窓口として、平成20年度から土木部内に、平成22年度からは教育委員会内に、そして平成25年度から財務部内に、それぞれ広島県警察の出身者であるコンプライアンス専門監を1名ずつ、計3名配置しました。令和3年度からは、土木部内の専門監を産業部内に配置転換しています。広島県警察での経験やノウハウを活用した専門監の対応は職員にとって非常に大きな助力となり、数多くの相談が寄せられています。今年度も、さらに専門監との連携を強めることで、不当要求に毅然とした態度で対応していきます。

(3) 警察署等との連携強化

行政対象暴力とは、暴力団その他の反社会的勢力が、金銭や各種の利権等を供与させるために、行政機関又はその職員などを対象として、威力等を背景に違法または不当な要求を行う行為のことをいいます。

呉市では、「呉市行政対象暴力対策連絡協議会」を平成21年1月30日に発足し、警察署等との連携を強化してきました。

また、市と市民及び事業者が一体になって暴力団の排除を推進し、市民の安全な生活を確保するため、「呉市暴力団排除条例」を制定し、平成24年4月1日から施行しています。

今後、警察署等とより一層の連携強化、情報交換等の充実を図り、行政対象暴力対策を推進していきます。

3. 職員の意識改革

(1) コンプライアンス研修の実施

コンプライアンスを全庁的に推進していくには、職員一人一人が公務員としての自覚を持って、公務の目的を理解した上で、市民・社会からの要請に柔軟に応え、公正で公平適法な職務を行うことが大切です。そのため、全職員を対象として、コンプライアンス研修を実施します。

- 人事課課程研修で位置付けられた階層別研修（初級、中堅、監督者研修等）の中で、コンプライアンス研修を実施します。
- 法令遵守審査会委員、法務担当専門監、コンプライアンス専門監等による、専門的な見地からのコンプライアンス研修を実施します。
- 各職場内においてコンプライアンス推進管理者による職場内研修を実施し、各職場からの実態報告をもとに情報の共有を図ります。

(2) 内部統制制度

業務の適正な執行の一層の確保と、より質の高い行政サービスを提供するため、令和4年度から内部統制制度を導入し、「呉市内部統制に関する方針」により、取組を進めています。

その中で、業務に関わる法令その他の規範を遵守するため、職員一人一人が根拠法令等の理解を深めるとともに、コンプライアンスの徹底を図り、組織として法令等を遵守する体制づくりに取り組みます。

各職員が、日常の業務執行の中で、法令等を確認し、適切かつ効率的に業務遂行を確保する取組で、この内部統制制度の導入に伴い整備した「リスク対応策一覧」や「主要な事務のチェックリスト」を活用して、日常の業務を執行します。また、事務処理の実施状況について適宜、確認を行います。

各職場において組織的な取組を進めることで、業務の適正な執行の一層の確保と、より質の高い行政サービスを提供することによる市民サービスの更なる向上を図るとともに、職員が安心して働きやすい職場環境の実現を目指します。

(3) コンプラだよりの庁内LAN掲示

コンプライアンス専門監が、不当要求行為やそれに類する過去の事例等を取り上げて、随時、庁内LANで掲示していきます。各職員への情報提供とともに、職場内研修資料としても活用します。

(4) 普及啓発

- ホームページの運用

マニュアルや研修内容等を掲載し、更なる情報の充実を図ります。

- ポスター等の掲示

コンプライアンスに関するポスターを掲示し、職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図ります。

- 参考資料の庁内LAN掲示

近日中に、コンプライアンス・ハンドブックを改訂し、庁内LANに掲示する予定です。

4. 庁内推進体制

(1) コンプライアンス委員会等の開催

庁内のコンプライアンス体制を推進していくために、副市長を会長とするコンプライアンス委員会を開催し、年間実施計画を策定し、計画の進捗状況等を把握するとともに、庁内におけるコンプライアンス推進の調整・統括を行っていきます。

(2) コンプライアンス推進管理者研修等の開催

コンプライアンス推進管理者は、各所属におけるコンプライアンス推進の調整、統括を行いますが、推進管理者の意識の高揚とコンプライアンス管理能力の向上を図るため、コンプライアンス推進管理者研修を開催します。また、会議では、各所属における課題等を議論し情報を共有することで、組織全体のコンプライアンス推進体制をより強固なものにすることとしております。

5. 相談事業

(1) 法令遵守審査会委員による公益通報等の相談受付

法令遵守審査会は、公益通報制度の通報窓口となっていますが、事前相談等の受付も行っています。職員等は、法令遵守審査会委員に直接、公益通報等に係る相談を行うことができます。

(2) コンプライアンス専門監による特定要求行為等の相談受付

広島県警察の出身者をコンプライアンス専門監として計3名配置し、悪質な不当要求行為や職員個人の相談等について、多くの相談が寄せられています。職員にとっても、気軽に相談を行うことができると非常に好評であり、引き続き相談受付を行っていきます。

(3) 法務担当専門監による法務相談の受付

令和4年度から、総務部総務課に弁護士である法務担当専門監（短時間勤務任期付職員）を1名配置しています。弁護士としての経験に基づく法務担当専門監による法務相談について、多くの相談が寄せられています。この法務相談を活用することで、各課の業務執行におけるコンプライアンスの確保を図っていきます。

(4) 総務課によるコンプライアンスに係る相談受付

総務部総務課においても、日常的にコンプライアンスに関する相談を受け付けています。